

第8回府中市市民活動推進協議会 会議録

(要旨)

- 開催日時 平成24年4月16日(月) 午前10時から12時
- 開催場所 府中駅北第2庁舎3階第1会議室
- 出席者 朝岡会長、山崎副会長、佐藤委員、日笠委員、金子委員、
長島委員、西埜委員、久保田委員、中嶋委員、竹内委員、
横野委員、津田委員、堺委員
- 欠席者 なし
- 傍聴者 3名
- オブザーバー 松木府中NPO・ボランティア活動センター事務局長
- 事務局 中川市民生活部次長兼市民活動支援課長、
岩田市民活動支援課長補佐、竹内支援係長、内藤事務職員、
鷹野事務職員
- コンサルタント 株式会社INA新建築研究所 楠部氏、長岡氏、西垣氏
- 議事 開会
会長挨拶
委員紹介
コンサルタント紹介
会議録の確認について
議決事項
 - 1 各分科会の協議結果の報告について
 - 2 今後の進め方について
 - 3 平成24年度府中市市民提案型市民活動支援事業審査会委員の選出について
 - 4 その他
 - (1) 会議録の発言者名の記載について
 - (2) その他
- 資料
 - 1 第6回府中市市民活動推進協議会会議録
 - 2 第7回府中市市民活動推進協議会会議録
 - 3 第1分科会協議結果報告書
 - 4 第2分科会協議結果報告書
 - 5 第3分科会協議結果報告書
 - 6 平成24年度府中市市民活動推進協議会行程表(案)

開会に先立ち、会長から、府中市社会福祉協議会選出の委員が石井省三氏から日笠玄紀氏に変更となった旨の報告があり、日笠委員から自己紹介が行われた。また、今回から本協議会のコンサルタントとして株式会社 I N A 新建築研究所が出席する旨の報告があり、担当者から自己紹介が行われた。

議決事項

4 その他

(1) 会議録の発言者名の記載について

本件については、議題の順序を変更し、先に協議することとした。

まず、事務局から、第1回の協議会では会議録に発言者名を記載しないことと決定したが、第6回の協議会で再検討が必要である旨の意見があったので、本件について改めてご協議いただきたいとの説明があり、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 提案者から改めてご説明いただきたい。

(委 員) 発言者名の記載がないと、後で会議録を読んだ際に、誰が発言したのか思い出せないことがある。本協議会は傍聴も認める公的な会議なので、発言者名を記載しても差し支えないと考え、再検討を提案した。

(会 長) 他の委員からのご意見を伺いたい。

(委 員) 再開発事業に関しては色々な意見をお持ちの方がおり、発言者名が公開されると差し支えがある場合もあるので、現状のままでよいと考える。

(委 員) 他の審議会等ではどのような取り扱いとなっているか。

(事務局) 公開の場合も非公開の場合もある。各審議会では審議内容等をもとに協議した上で公開、非公開を決定している。

(会 長) おそらく各審議会の審議内容や委員の発言によって委員自身に不利益がもたらされる機会の多寡等により判断がなされているものと思われる。

委員名の非公開については一度決定している経緯もあるので、公開に反対の意見がある限りは変更しないというのが一つの方法であるとする。今後、状況変化があった場合に再提案いただくこととして、今回は見送りたいと思うがどうか。

(委 員) 承知した。

(委 員) 本協議会の協議内容は不利益を被るような内容ではないと思われる。また、全文記録ではないので、訂正箇所の有無等を判断するためにも発言者名は記載するべきであるとする。

(会 長) それでは暫定措置として、委員には会議録の内容確認のために発言者名を記載した会議録を配付し、内容について承認を得た後に回収する。その上で、公開する会議録については現状のまま、発言者名を記載しないこととする。

- 3 平成24年度府中市市民提案型市民活動支援事業審査会委員の選出について
- 本件については、議題の順序を変更し、先に協議することとした。
- まず、事務局から、前回議題となった本件について山崎副会長と津田委員をご選出いただきたいとの説明があり、異議なく承認された。

1 各分科会の協議結果の報告について

本件については、まず、第1分科会座長である長島委員から、報告書に基づき第1分科会の協議結果が報告された後、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 今回、各分科会からいただいた報告は、各分科会における論点の整理と委員間での共有を目的としたものであり、決して変更できないという性格のものではないので、各委員から多様な意見を出していただき、図面作成のための素材としていきたいとする。

また、3月27日に正副会長と高野市長で懇談の場を持ち、次の2点について確認をしたので、これらを意識していただきながら今後の協議を進めていただきたい。

- ① 5・6階の管理運営業務の担い手として、市内のNPO法人など市民を中心とした新たな受け皿づくりを進めていく。

- ② 今回の施設には既存施設にない特徴を持たせることとする。
また同時に、階下の商業施設へのシャワー効果を考えて、特定の方だけではなく多くの方に利用されるような施設にする。

(委 員) コンサルティング課題解決機能としてマッチングや連携、交流などの言葉が出たが、例えば小中学校とのマッチングというのは具体的にはどのようなことを想定しているのか。

(委 員) 例えば、子育てに関するNPO団体から相談があったときに、市内の小中学校に案内をかけることなどが想定される。管理運営者が子育て団体と学校の双方とのかかわりを持っていれば、それが可能となる。

(委 員) 具体例として、現在、各小学校ではPTA等による読み聞かせが行われているが、学校によっては市民活動団体が行っている事例もある。このような形で学校と子育て団体をマッチングすることができれば双方の利益につながるものと思われる。

(委 員) 介護団体が連携して小学校で車椅子を使用した介護体験等を実施している例もあり、こうした機能があれば、実際の介護の場でも色々なことが可能になるものと思われる。

(委 員) 市内では既に様々な連携が行われているので、今後はそれらを可能な限り「見える化」していくことにより、学校からの相談や市民による児童・生徒の支援なども増えてくるものと思われる。

(府中NPO・ボランティア活動センター事務局長)

NPO・ボランティア活動センターでも定期的に登録団体同士のつながりの場を持っているが、その他のマッチングについては問い合わせがあった都度、対応することとしている。先日も福祉施設から読み聞かせのボランティアの紹介に関する要望があり、いくつかの団体に声かけをしたところである。

このように問い合わせがあれば対応しているが、こうしたマッチング機能があることはあまり市民に浸透していないものと思われる。よって、新しい施設では、こうした機能を行っていることが市民にしっかり伝わる形をとることが必要であると思われる。

(委 員) 社会福祉協議会でも問い合わせがあれば対応しているが、利用者にわかりやすく伝えられるところまでは至っていない。

(会 長) 今後、恒常的な相談体制に対するニーズの有無を確認し、図面上でどのように具体化していくかを検討する必要がある。

(委 員) 自主事業を実施していくべきであるとの報告があったが、市内に自主事業を行って成功している施設はあるのか。

また、シャワー効果という話があったが、NPO団体の支援施設の存在がビル全体の集客力に結びつくものなのか。

(委 員) 第1分科会の報告書で言及している「自主事業」とは、市から受託する業務の他に自主的に行う事業のことを指しているが、ここでは特に小ホールで実施する事業を想定している。小ホールにおいては、市から受託する「施設の貸し出し」の他に「興業の主催」という自主事業が考えられるが、これを実施するためには発券業務などに要する費用を事前に支出する必要がある、集客率等によっては施設側がリスクを負うことになる。それでも自主事業を実施すべきかどうかについては、リスクの割合やシャワー効果なども踏まえて、各委員の意識合わせをしておく必要がある。他市の同種施設においては財団が施設を運営して自主事業を実施している例もあるので、そうした先進事例も参考に、府中市ではどのように進めていくのがよいかを検討する必要がある。

また、市内のNPO・ボランティア活動の窓口の一本化も市民にとってはよいことであるが、業務が多岐にわたるので、どのように業務をアウトソーシングしていくかを検討する必要がある。

(会 長) 市民が管理運営の受け皿となる以上、自主事業を全く行わずに管理業務だけを行うというようなことは基本的にはないと思うが、小ホールにおける自主事業についてはリスクや専門性の問題もあるので、小ホールに関する協議の中でもあわせてご意見をいただくこととしたい。

(委 員) 窓口の一本化という話があったが、現実的には管理運営団体のスタッフだけで何でもできるわけではないので、ワン・ストップ・サービスをきちんと機能させるためにどのようなスタッフが必

要なのか、またどこまでの範囲をスタッフが担うことができるのか、全体会でよく議論しておく必要がある。

(委 員) 府中市におけるNPO・ボランティア活動支援に係る人件費と事業費が近隣他市に比べて低く、増額が必要であるとの説明があったが、実際どのような状況か。

(委 員) 各市に対する調査方法が異なるため、一概に比較することが正しいかどうかという問題はあるが、府中市と八王子市の運営予算は三鷹市、立川市、調布市に比べて少なく、現段階では自主事業を実施することが困難な状況なので、今後、自主事業の実施を考えるのであれば、運営予算の増額が必要であると考えられる。

次に、第2分科会座長である佐藤委員及び第3分科会座長である山崎副会長から、報告書に基づき第2分科会及び第3分科会の協議結果が報告された後、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 第2分科会としては小ホールにおける自主事業を行った方がよいという結論であった。

(委 員) 他の自治体で、定員300人程度の小ホールにおいてプロの演奏家がオペラを実施した例がある。プロの演奏家も音作りのために使用料の安い施設で演奏会を行うことがあるということなので、定員300人程度の小ホールでもプロの演奏家を招くことは不可能ではないと考える。なお、連続して使用する場合は使用料を割安にするなどの配慮があるとよい。

(委 員) 第3分科会の報告の中に、IT室では高齢者向けのパソコン教室を実施した方がよいとの提案があったが、民間事業者もパソコン教室を開催しているので、民業圧迫を避ける意味でも、宣伝と技術協力を兼ねて民間事業者とコラボレートできればよいと考える。また、その際、高齢者の受講料を無料にすることなども考えられる。

(会 長) 若い方はスマートフォンや自分のノートパソコンなどを利用する機会が多いと思われる。そのように考えると、IT室を設置し

てパソコンを常設するかわりに、無料で利用できる無線LANスポットを設置して利用者自身のノートパソコンを持ち込めるようにするという方法もあると思うがどうか。

(委 員) 高齢者の中にも普段使い慣れているパソコンを使用したいという方がいると思うので、IT室にパソコンを常設するのではなく、必要に応じて施設からノートパソコンを借りられるようにするなど、利用者が一番利用しやすい形にするのがよいと考える。

(会 長) 第3分科会から提案のあった中高生の居場所づくりという観点からも、若い方の活動形態にあわせた対応が必要であると考えます。
また、島根県松江市ではRubyというプログラミングソフトを中心とした地域振興の取り組みが行われているが、この施設も市民の交流の場とするだけでなく、様々なアイデアを事業化するための出発点にすることはできないか。

(委 員) 三鷹市でもRubyを利用した地域振興の取り組みが行われており、図書館のシステムにも利用されている。また、八王子市ではAndroidを利用した地域振興に取り組んでおり、実際に事業者等も集まり始めている。
ただ、府中市の場合は駅前施設ということもあり、どこまで取り組むのがよいかという問題もある。

(会 長) 最近はITの使い方も人それぞれで異なってきているので、パソコンの設置よりネット環境の整備を優先すべきであると思われる。
また、RubyやAndroidを利用した取組事例が出されたが、最近はこのように自分達でプログラムを作って様々なものに活用していこうとする動きが増えてきている。こうした動きを施設の機能として取り込んでいくことにより、様々な事業者の活性化につながる可能性があるものと思われる。

(委 員) 将来的にはそういった仕組みを組み込んでいただくのもよいと考える。ただ一方で、高齢者の中にはITに拒否反応を示す方が大変多い。現在は行政情報もITを通じて入手する時代であり、高齢者を情報過疎に陥らせないためにも、IT室を設置して学習

の機会を提供していく必要がある。

- (委 員) 以前、高齢者を対象としたタブレット型パソコンの講習会を実施したが、高齢者は大変飲み込みが早く、基礎的な使い方を覚えた後は自主的に様々なことを学習していくということがわかった。もう3年もすれば言葉や動作で操るようなパソコンも普及していることと思われるので、IT室にパソコンを設置するよりも、無線LANスポットを設置する方がよいと考える。

- (会 長) 最近は大学でも固定式のモニターに持参したパソコンを接続するようになってきている。
パソコン教室などのフォローアップについては、中高生の手も借りて実施していければよい。

- (委 員) 1階から4階の各テナントとの連携も重要である。
例えば、コピーサービスについては各テナントで安く利用できるように形にして、それが各テナントの商品の売上にもつながっていけばなおよいと考える。また、各テナントの広告チラシに5・6階で行われるイベントの情報を掲載してもらうなどの連携もできるとよい。

- (会 長) 次回以降、具体的なイメージを出していただきながら検討を進めていきたい。
なお、小ホールについては、第2分科会から「多目的ホール」とするのがよいとの報告があり、この報告は尊重するところであるが、300席だからといって興行をあきらめる必要はなく、音響のよいホールをつくればプロも使いたくなるものと思われるので、音響を犠牲にしてまで多目的ホールにこだわる必要はないと考える。

2 今後の進め方について

本件については、会長から、平成24年度府中市市民活動推進協議会行程表(案)に基づき次のとおり説明があった後、各委員から次のような発言があった。

(会 長) 来年１月下旬に市長に報告書を提出する予定であるが、今後は我々の提案を設計に反映させていくためのハードに関する協議と、施設の利用規定や施設の管理運営を担う受け皿づくりなどソフトに関する協議を進める必要がある。

一般的に設計は基本計画、基本設計、実施設計の順に進められるが、本協議会では基本計画を協議する段階で実施設計レベルの図面をコンサルタントから提案してもらう形で進めていきたいと考える。そうすると最初に提案される図面が大変重要になるので、図面作成のためのワークショップを開催し、事務局とコンサルタントのほか、都合のつく範囲で各分科会の座長とＮＰＯ・ボランティア活動センターの職員にも出席していただくこととしたいがどうか。なお、各分科会の座長には、分科会の協議結果にこだわらず、自由な視点から協議を進めていただきたいと考える。

(各委員賛同)

(委 員) 本協議会の所掌事項の１つに「ＮＰＯ・ボランティア等の活動の推進に関する事項」があるが、来年１月までという限られた期間の中でどのようなことを協議していくべきか、事務局から提示していただきたい。

(会 長) これまで「市民活動の拠点」に関する議論を進めてきた中で、「ＮＰＯ・ボランティア等の活動の推進」の核となる意見も出てきているので、これを踏まえて市民活動支援の課題や可能性についての論点を整理した資料を事務局から提出してもらうこととする。

次回の会議日程

６月１３日（水）午前１０時～

会場：府中市役所北庁舎３階第１会議室

第8回府中市市民活動推進協議会

日 時 平成24年4月16日（月）

午前10時～

場 所 府中駅北第2庁舎3階第1会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 コンサルタント紹介
- 4 会議録の確認について

議決事項

- 1 各分科会の協議結果の報告について
- 2 今後の進め方について
- 3 平成24年度府中市市民提案型市民活動支援事業審査会委員の選出について
- 4 その他
 - (1) 会議録の発言者名の記載について
 - (2) その他

第1分科会 協議結果報告書

- 所掌事項 市民活動サポートセンター（仮称）
- 委員 長島座長、佐藤（恵）委員（第1・2回）、石井委員（第3・4回）、西埜委員、中嶋委員
- 開催日時 第1回 平成23年5月20日（金）午前10時から12時
第2回 平成23年6月15日（水）午前10時から12時
第3回 平成23年7月12日（火）午前10時から12時
第4回 平成23年12月2日（金）午前10時から12時

1 協議概要

（第1回）

本分科会のミッションである「『府中』モデルとしての市民活動サポートセンターの提案」及び「市民活動の活性化」について協議を進めるに当たり、

- (1) 市が提示した「保留床の活用方針」から若干外れても構わないので、市民の立場から機能等に関する提案を行っていくこと
 - (2) 他市とは違う府中市の特徴・強みをうまく活用していくこと
- の2点を確認した。

また、各種統計資料に基づき、府中市の基礎的情報について分析を行った。

あわせて、市内NPO法人に関する状況、市内のコミュニティビジネスの事例、多摩地域の中間支援組織の概要等についても確認した。

（第2回）

前回の会議で確認した情報等を踏まえ、「市民活動を支援する具体的な機能」について、次の項目ごとに各委員から意見を求めた。

- (1) 情報収集・提供機能
- (2) 啓発機能
- (3) 相談・コンサルティング機能
- (4) ネットワーク構築機能
- (5) 人材育成機能（学習）と人材派遣機能
- (6) 調査提案、研究機能
- (7) 財政支援機能
- (8) コミュニティビジネスの支援

- (9) 財政支援機能
- (10) 団体等活動評価機能

(第3回)

前回の協議内容を踏まえ、「府中市が目指すべき市民活動サポートセンターの機能」について、次の項目ごとに各委員から意見を求めた。

- (1) 総合相談窓口機能
- (2) コンサルティング・課題解決機能
- (3) 情報収集・提供機能
- (4) 交流・ネットワーク機能
- (5) 人材育成（学習）機能
- (6) 場や機材の提供機能

(第4回)

前回の協議内容を踏まえ、「市民活動サポートセンターに必要となるハードとソフト」について、次の項目ごとに各委員から意見を求めた。

- (1) ハードについて
 - 施設回遊・啓発・情報発信の導線や仕組み
- (2) ソフトについて
 - ① 運営団体・市民活動団体の育成⇒平成24年度事業として何が必要か
 - ② 運営予算（事業費と人件費）

2 協議結果（参考：市民活動をサポートする機能（案）・バージョン2）

- (1) 市民活動サポートセンターに必要となる「ハード」について

＜施設の回遊性について＞

- ・ 回遊性確保の結果、来館者が迷ったりすることのないよう、矢印による案内表示を行うなど、実用性と回遊性を共存させる必要がある。
- ・ 必ずしも利用者が5階と6階を行き来するとは限らないので、5階のロビーにオープンスペース、6階に会議室や外向きのワーキングデスク等を設置し、分けて運用するのもよい。

＜各種機能について＞

- ① 総合相談窓口機能
 - ・ 総合受付は中央に配置して死角をなくし、施設全体を広く見渡せるようにするのがよい。

- ・ 複数の窓口があると混乱のもとになりかねないので、管理運営者の窓口は一つに統合した方がよい。
- ・ 施設の管理運営上、窓口は施設の中央に置くのがよい。
- ・ 利用者は入口に最も近い窓口相談に来るので、受付窓口は入口に最も近い位置に設置するのがよい。
- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンターにも多数のNPO・ボランティア活動情報が集められており、市民からの相談件数も大変多いので、新しい施設においては、NPO・ボランティア活動センターとボランティアセンターの窓口の一本化についても検討の余地がある。

② コンサルティング・課題解決機能

- ・ コンサルティングに要する全ての機能を管理運営団体のスタッフが担うのは困難なので、外部の人材も活用していくべきである。
- ・ 行政書士相談等に使用する相談室については、消費者相談室と兼用でも構わないので、外部と隔てられた相談室を設置する必要がある。
- ・ 団体同士のマッチング以外にも、各団体と小中学校・大学とのマッチングを行う必要がある。

③ 情報収集・提供機能

- ・ 団体情報については、資料の閲覧より管理者への問合せによって調べることの方が多いと思われるので、団体情報の展示スペースを特別に設置する必要はない。
- ・ 団体情報のメンテナンスに団体自身がかかわっていく仕組みづくりが必要である。
- ・ 数年後には情報格差も解消されると思われるので、今後はインターネットも含めた様々な情報発信方法を活用すべきである。
- ・ 団体への情報発信の手段としては、高年齢層になじみの薄いソーシャルネットワークワーキングサービスよりも、ホームページや掲示板を活用するのがよい。
- ・ 各団体とも法律関係の処理に苦労しているので、弁護士・行政書士・公認会計士などに関する情報も提供できるとよい。

④ 交流・ネットワーク機能

- ・ 経験年数や目的の異なる団体間でネットワークを築くのは困難なので、交流会のテーマを明確にして、経験年数別・目的別の交流会を開催する必要がある。

- ・ ロビーにオープンな交流スペースを設置し、団体の活動が見える化することにより、活動を始めたい方を啓発することが可能になる。
- ・ 月に1回程度、国際交流サロンの利用者とNPO団体との交流の機会を設けるのがよい。

⑤ 人材育成（学習）機能

- ・ 6階の会議室を市民活動サポートセンターの自主事業を行う施設として活用するため、小さい会議室をたくさん設置するよりも、大きな会議室に可動式の防音間仕切りを設置するのがよい。
- ・ 今後は、NPO団体の代表者向け講座やコミュニティビジネス講座等も開催する必要がある。
- ・ NPO団体の数を増やすために、市民活動の啓発講座をより多く開催していく必要がある。なお、啓発講座の講師については、既存のNPO団体のメンバーが講師となるのもよい。
- ・ 女性センターでは「女性のための起業支援セミナー」を開催するなど啓発講座に力を入れているので、女性センターに場所貸しをして起業講座等を開催してもらうのもよい。
- ・ 新しい施設では、ブランドコーディネーターによる独自のブランドをつくり出し、統一規格のブランドを各団体が共有することで、一つの看板のもとに各団体が少しずつ広報の役割を担っていくのがよい。

⑥ 活動拠点・機材提供機能

- ・ キッズスペースの利用対象者と設置目的を明確にして、「くるる」にある「たっち」との住み分けを考える必要がある。また、会議室の利用者の託児施設として「たっち」のサービスを利用できるとよい。
- ・ 5階ロビーのオープンスペースは使用料無料とし、予約制の打ち合わせスペースを設置するのがよい。
- ・ 活動内容が外からわかるように、会議室の壁は透明なガラスにするのがよい。
- ・ ロビーの利用方法として、市内飲食業者等に一日単位で貸し出すコミュニティレストランやイベントコーナー等の設置などが考えられる。
- ・ 印刷室の面積をもう少し広くとった方がよい。
- ・ 6階にインターネットを利用できるスペースなどオフィスの機能を設置するのがよい。
- ・ 全館利用のイベントを開催する際、ロビーでもマイクの利用やステージの設置ができるとよい。

- ・ 登録団体用のロッカーとメールボックスを設置するとともに、その利用率を上げるための方策を検討する必要がある。
- ・ 事務所機能として、パソコン・座席・作業場が設置された 2 畳程度のコワーキングスペースをロビー等に設置するのもよい。
- ・ 企業の宣伝を用紙に印刷することでコピー代を無料としたり、印刷機の宣伝の場として企業に無料で最新機種を設置してもらうのもよい。
- ・ 施設内に地元の印刷業者を入れることで安く印刷を発注できるようにし、同時にテナント料をもらうことなども検討する必要がある。
- ・ 各分野の団体が平等に施設を利用できるよう、利用基準を設ける必要がある。

(2) 市民活動サポートセンターに必要となる「ソフト」について

- ・ 施設の完成は何年か先のことであるが、それまでに市民活動団体の育成などソフト面に関する協議を進めておき、ハードの完成前にソフト面を先行して実施する必要がある。
- ・ 施設の管理運営団体については、市の予算がなくなっても引き続き施設の管理運営を担えるような行政から独立した組織を立ち上げ、育てていくのがよい。
- ・ 今後、施設の管理運営団体や市民活動団体の育成、施設の運営方法に関する議論を進めていき、そこにかかわってきた人たちが施設の運営にも携われれば、施設への思い入れも強まるものと思われる。
- ・ 府中市には、コミュニティビジネス的な手法をとる団体だけではなく、趣味の活動を行う団体も大変多いという実情を認識して、多様な団体で構成される地域全体で協議を進めていくことが、府中モデルの構築につながっていくものと思われる。
- ・ 予算枠を基準に議論を進めるのではなく、市民の求めるものは何か、市民活動の推進にはどのような環境が必要か、などを基準に議論を進めなければ、市民活動の活性化は生まれてこないものと思われる。
- ・ 管理運営団体が自主事業を実施できるようにして、施設の運営業務自体をコミュニティビジネスとして成り立たせれば、管理運営団体の自主的な努力が期待できる。
- ・ 府中市における N P O ・ ボランティア活動支援に係る人件費と事業費は近隣他市と比較して低いため、管理運営団体のやる気を促すためにも増額を検討する必要がある。
- ・ 講座開催時には、講座参加者からの参加費収入を得ると同時に、メーカーとのタイアップにより、企業から社会貢献活動として物資・人

材・場所の提供を受けることも可能であり、このような手段を通じた財源確保も検討していく必要がある。

3 全体会における検討事項

- ① 施設の愛称
- ② 施設のコンセプト
- ③ 施設の運営団体
- ④ 施設の回遊性・啓発・情報発信の導線や仕組み
- ⑤ 運営予算（事業費・人件費）の増加
- ⑥ 運営団体・市民活動団体の育成

第2分科会 協議結果報告書

- 所掌事項 小ホール（仮称）及びホワイエ
- 委員 佐藤（洋）座長、津田委員、堺委員
- 開催日時 第1回 平成23年 7月 5日（火）午前10時から12時
第2回 平成23年12月13日（火）午前10時から12時

1 協議概要

（第1回）

市内各ホールの視察結果及び各種統計資料等に基づき、市内各ホール及び各市民活動支援施設の現状と課題について確認した後、「小ホール（仮称）及びホワイエの目的の明確化」を議題とし、各委員から意見を求めた。

（第2回）

前回の協議内容を踏まえ、小ホール（仮称）及びホワイエのあり方について協議した後、全体会への報告に伴う検討事項について、次の項目ごとに各委員から意見を求めた。

- (1) ホールの目的
- (2) 稼働椅子の導入
- (3) ステージの高さ
- (4) ホワイエの活用方法
- (5) サポートセンター・コミュニティセンターとの連携
- (6) 喫茶サロンの活用方法
- (7) スタジオの活用方法
- (8) 前回からの検討事項
 - ① 託児機能
 - ② 床材ほかホールの仕様
 - ③ 回数制限の設定による利用機会の均等化
 - ④ 市民団体を中心とした管理運営
 - ⑤ 既存の市内ホールとの差別化
 - ⑥ ホール利用者以外への開放

2 協議結果

(1) 「小ホール（仮称）及びホワイエ」のあり方について

<市民が気楽に訪れることができる仕組みづくり>

5・6階全体（ホール、ホワイエ、ロビー、会議室ほか）を利用した「市民が気楽に訪れることができる仕組みづくり」について、全体会で協議していく必要がある。

なお、具体的には次の3つの利用形態が想定される。

- ① イベント等（ホール・ホワイエ・ロビーの一体化）
 - ・ 施設の自主事業や市、NPO団体などが開催するイベント
- ② 常設展示等（ホワイエ・ロビーの接続）
 - ・ 美術品の展示や写真展・絵画展などの常設展示等
- ③ 一般向けの貸出等（ホール・ホワイエ・ロビーの単独利用）
 - ・ 市民活動団体の発表、企業の展示会、入学式等

(2) 小ホールについて

<ホールの目的>

市民活動団体の利用目的（音楽、演劇、講演会など）と企業等の利用目的（講演会、展示会、見本市など）の双方を満たすため、「多目的ホール」とする。

<利用機会の均等化>

一つのジャンルの団体によるホールの独占を防ぐため、回数制限の設定など、利用機会の均等化のための方策を検討する。なお、府中グリーンプラザ及びルミエール府中は使用日の1年前から予約が可能であるが、市民活動団体が事業実施日の1年前に企画をしているとは限らないので、予約開始時期の設定にも配慮する必要がある。

<市民団体を中心とした管理運営>

市民団体がホールの管理運営にもかかわっていく仕組みについて検討する。例えば、市民が運営主体となるだけではなく、監査役や運営協議会委員としてかかわることも想定される。

<既存の市内ホールとの差別化>

既存の市内ホールとの差別化の一環として、市民活動団体に限らず幅広い市民と企業等の組織に利用してもらうことを想定した、ロビーを含む全館利用のイベントの開催を検討する。

<稼働椅子の導入>

多目的に対応するため、稼働椅子を導入する。なお、機械の露出によりホールの雰囲気損なうことがないよう配慮する。

<座席数>

座席数は、市民活動団体の使用に適切な規模である300席前後とする。

<ステージの高さ>

技術的に可能であれば、高さが調節できるステージを設置するのがよい。また、ステージにはホリゾン幕や反響板などを設置する必要がある。

<親子室の設置>

親子室など乳幼児と一緒に鑑賞するための機能を設ける。

<床材ほかホールの仕様>

床材等については、音楽団体の利用も想定し、音響効果に配慮した仕様とする。

<技術者の配置>

ホールの管理スタッフとして、舞台の専門技術者を配置する。また、技術者用の控室も設置する必要がある。

<営業スタッフの導入>

ホールの稼働率を上げるため、営業スタッフの導入を検討する。

(3) サポートセンター・コミュニティセンターとの連携

NPO・ボランティアまつりなど、5・6階のフロアを広範囲に使用することが想定されるイベントでは、小ホール、ホワイエ、サポートセンター、コミュニティセンターの一体的な利用が可能である。なお、5・6階ともに、フロアの中央にオープンスペースを確保するのが望ましい。また、ホワイエに利用料金を設定する場合には、活動支援の一環として、サポートセンター及びコミュニティセンターの登録団体については年間数回程度の利用料を減免することも考えられる。

(4) ホワイエの活用方法

ホワイエは、ホールの利用に差し支えない範囲で、オープンスペースとして活用する。なお、ホール利用時にホワイエとロビーを区切ることができるように、可動式の間仕切りを設置する。

また、来館者がくつろぐためのソファや、安全確保等を目的とした管理人や監視カメラ、シャッターの設置等が必要である。

ホワイエの具体的な活用方法としては、次の5つの利用形態が想定される。

① 美術品（絵画、彫刻）の常設展示

（来館者の手が届かない高さに設置する）

- ② 写真展・絵画展等のイベント
(展示責任者の常駐など盗難・安全対策を施す)
- ③ ロビーとの一体的な利用によるイベント
- ④ 青少年への開放(防犯対策が必要)
- ⑤ 立食パーティー

なお、ホワイエ貸出時の使用料の徴収の是非については、よく検討する必要がある。

(5) 喫茶サロンの活用方法

喫茶サロンについては、小ホールへのケータリングを前提とした簡単な調理も可能な施設とし、NPO法人等への運営委託の可能性も検討する。なお、施設内で開催されるイベントにも喫茶サロン単体で参加できるようにするのがよい。

(6) スタジオの活用方法

スタジオの設置を取りやめ、そのスペースを倉庫や舞台裏として活用することで、ホール全体の面積を広げることも検討する必要がある。なお、その際、出演者のリハーサル等については地下の音楽室を利用するのがよい。

第3分科会 協議結果報告書

■委 員 山崎座長、金子委員、久保田委員、竹内委員、横野委員

■開催日時 第1回 平成23年 5月17日（火）午前10時から12時
第2回 平成23年 6月14日（火）午前10時から12時
第3回 平成23年10月17日（月）午前9時30分から12時

1 協議概要

（第1回）

各種統計資料等に基づき、府中市におけるコミュニティ施設等の現状分析を行った。また、保留床の活用方針に対するパブリックコメントのうち、第3分科会の所管にかかわる内容について確認した。

その後、今後の分科会の運営について、次の項目ごとに各委員から意見を求めた。

- (1) 施設（会議室・和室・講習室）の機能について
- (2) 施設の利用者について
- (3) 施設の利用目的について
- (4) ロビー・受付の機能と活用について
- (5) その他

（第2回）

前回の協議内容を踏まえ、ハード面（施設・機能）及びソフト面（管理・運営）について、各委員から意見を求めた。

- (1) ハード面（施設・機能）についての要望事項（案）
会議室・控室兼特別応接室・講習室・和室・IT室・音楽室・受付・ロビー
- (2) ソフト面（管理・運営）についての要望事項（案）
 - ① 既存施設との異質化（差別化）
 - ② 利用目的による利用順位の優先度
 - ③ 同種・異種団体との交流方法
 - ④ 施設の利用料

(第3回)

前回の協議内容を踏まえ、コミュニティセンター（仮称）の機能等について、次の項目ごとに各委員から意見を求めた。

(1) 活動拠点・機材提供機能

- ① 会議室の活用について
- ② 会議室の規模について
- ③ 会議室の利用方法について
- ④ 和室
- ⑤ 講習室

(2) 交流・ネットワーク機能

- ① 交流・ネットワークの対象
- ② 活動の補助機能
- ③ 交流のコーディネーター

(3) 全体会議で審議が必要な案件

- ① 管理運営をどこに委託するか
- ② サポートセンター・コミュニティセンター・小ホール（ホワイエ）の一体管理・運営を前提に、本施設の名称をどうするか
- ③ 市内既存施設との差別化を図るにあたり、既存施設の機能を見直すとすれば、何が考えられるか
- ④ 市民の間に潜在的に存在する需要やニーズがあるとしたら、どんなことが考えられるか

2 協議結果

(1) 活動拠点・機材提供機能

<施設の利用基準について>

- ・ 施設使用料については、基本的には有料として、利用目的に応じて減免する。

なお、サークル団体については、登録は許可するが、原則として複数団体での利用や総会等での利用のみ許可することとし、単一の団体で利用する場合には、使用料や利用回数などの面で制限を設ける。この際、単一の団体が名称を変えて複数の団体として登録することのないう、管理運営者が利用登録の時点で精査するものとする。

＜設置すべき機能について＞

① 大会議室

- ・ 定員８０名程度の大会議室を設置し、間仕切りで分割利用できるようにする。なお、大会議室の天井にはプロジェクターを設置する。

② 円卓つき会議室

- ・ 約３０人着席可能な組み立て式の円卓がある会議室を設置する。

③ ＩＴ室

- ・ 利用者が自分のパソコンを持ち込めるようにフリーアクセス機能を設置することにより、利用目的をＩＴのみに限定せず、汎用的な部屋としての活用が可能なＩＴ室を設置する。

なお、可能であれば、ＩＴ室に限らず全会議室にフリーアクセス機能を設置し、自分のパソコンを持ち込めるようにするのがよい。

また、ＩＴ室では、企業の協力により高齢者対象の無料パソコン教室を開催するのが望ましい。

④ 料理講習室

- ・ 利用団体が地域の高齢者を対象とした料理教室を開催するなど、地域の交流の場として活用するための料理講習室を設置する。

⑤ 印刷機・プロジェクター等

- ・ 印刷機は５階か６階のどちらかには設置することとする。
- ・ プロジェクターは一般貸出の対象とし、可能であれば全室にスクリーンやホワイトボードを設置するのがよい。

＜設置不要、または検討を要する機能について＞

① 音楽室

- ・ ダンスや音楽については小ホールに隣接する防音のスタジオを利用し、太鼓など大きな音が出るような場合は地下の音楽室を利用することとして、コミュニティセンターには新たに音楽室等は設置しない。

② 茶室（和室の茶道目的での利用）

- ・ 郷土の森博物館に茶室があり、生涯学習センターや中央文化センターなどの施設にも炉を切った和室が存在すること、茶道団体の交流・発表に際しては、炉を切った和室では機能が足りず、本格的な茶室が必要であることなどから、和室の茶道目的での利用の必要性については、既存施設の存在も踏まえた上でよく検討する必要がある。

(2) 交流・ネットワーク機能

- ・ コミュニティセンターは、個々に活動している団体同士の交流の場とすべきである。なお、団体間交流のコーディネーター役は施設の管理運営者が担うのがよい。
- ・ 交流・ネットワーク機能は、管理運営者が団体間交流のコーディネートをしたり、総合窓口機能としてマッチングの依頼を受けたりすることによって形成される付随的なものである。そのため、管理運営をどの団体が担うのかが重要となる。

(3) 全体会で審議が必要な案件

① 管理運営をどこに委託するか

- ・ NPO・ボランティア関係の事業の実績を持つNPO・ボランティア活動センターを主体とし、事業の企画能力を持つ文化振興財団が加わって管理運営を担うのがよい。また、施設の立ち上げに際しては、市職員も運営に携わるのが望ましい。よって、これら三者が共同で組織した団体に施設の管理運営を委託するのがよい。
- ・ 施設の運営にあたっては、市民や団体から選出された委員で構成される市民主体の運営協議会等を設置するのがよい。

② サポートセンター・コミュニティセンター・小ホール（ホワイエ）の一体管理・運営を前提に、本施設の名称をどうするか

- ・ 施設の名称については、市民活動サポートセンターとコミュニティセンターでそれぞれ別の名称をつけるのではなく、「府中市市民活動サポートセンター」など施設をわかりやすく表現した名称に統一すべきである。

③ 市内既存施設との差別化を図るにあたり、既存施設の機能を見直すとすれば、何が考えられるか

- ・ 既存施設の機能の見直しについては、新しい施設を運営する中で検討していくのもよいが、現段階でも検討しておく必要がある。

④ 市民の間に潜在的に存在する需要やニーズがあるとしたら、どんなことが考えられるか

- ・ 各委員が市民の声を集め、今後の議論に活かしていく必要がある。

平成24年度 府中市市民活動推進協議会 行程表（案）

4月16日 各分科会報告

6月中旬 前提条件（施設のコンセプト・各機能の概要・管理運営方法など）の取りまとめ、図面の検討

7～8月 モデルプラン（複数案）の検討、府中NPO・ボランティア活動センターの運営体制の確認

9月上旬 モデルプランの絞り込み、前提条件の再検討、府中NPO・ボランティア活動センターの今後のあり方についての検討

10月上旬 モデルプランの確認、府中NPO・ボランティア活動センターの今後のあり方についての検討

11月中旬 モデルプランの最終確認、府中NPO・ボランティア活動センターの今後のあり方についての最終確認

12月中旬 報告書の検討

1月中旬 報告書の最終確認

1月下旬 市長に報告書を提出